

こども誰でも通園制度 が スタートします!

どんな制度?

保護者の就労など保育の必要性に関わらず、上限時間の範囲内で保育園等に通うことができる制度です。保育園等に通うことで、家庭とは異なる経験や、年齢の近いこどもとの関わりなどを通して、こどもの育ちを応援します。

一時預かりとは
ココが違う!!

「保護者の都合のために預かる」制度ではなく、「家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援するための」制度!

どんな子が対象?

- 生後6か月から3歳の誕生日の前々日までのこども
- 保育所、認定こども園、幼稚園、地域型保育事業、企業主導型保育事業所に通園していないこども（一時預かり、認可外保育施設利用の場合は可）

実施園はどこ?

実施園	所在地	電話番号	利用時間
府相保育園(公立)	丸山町3-34	0533-68-2331	9時から11時
鹿島こども園(私立)	鹿島町長田34-1	0533-68-5736	12時から14時

令和8年4月はこの2園でスタートします。

申し込み状況によって新たな実施園が加わる可能性がありますので、随時ホームページをご確認ください。

どんなふうに通うの?

決まった日時で3か月通して通園する定期利用方式となります

○こども一人あたり4時間/月まで

○9時から11時、12時から14時の1回2時間、隔週の利用(給食・おやつなし)

例:第1月曜日と第3月曜日の9時から11時 等

令和8年度スケジュールは以下のとおりです。申し込みの流れは裏面をご参照ください⇒

通園	利用申請期間(初回のみ)	面談期間	利用日予約期間
第1期(4~6月)	3月2日~3月13日 ※13日までに面談を終えていただく必要があります。利用申請はお早めに!		3月16日10時 ~ 3月22日
第2期(7~9月)	4月10日~5月1日	5月15日~6月15日	6月16日10時 ~ 6月22日
第3期(10~12月)	7月10日~8月1日	8月17日~9月15日	9月16日10時 ~ 9月22日
第4期(1~3月)	10月10日~11月1日	11月16日~12月15日	12月16日10時 ~ 12月22日

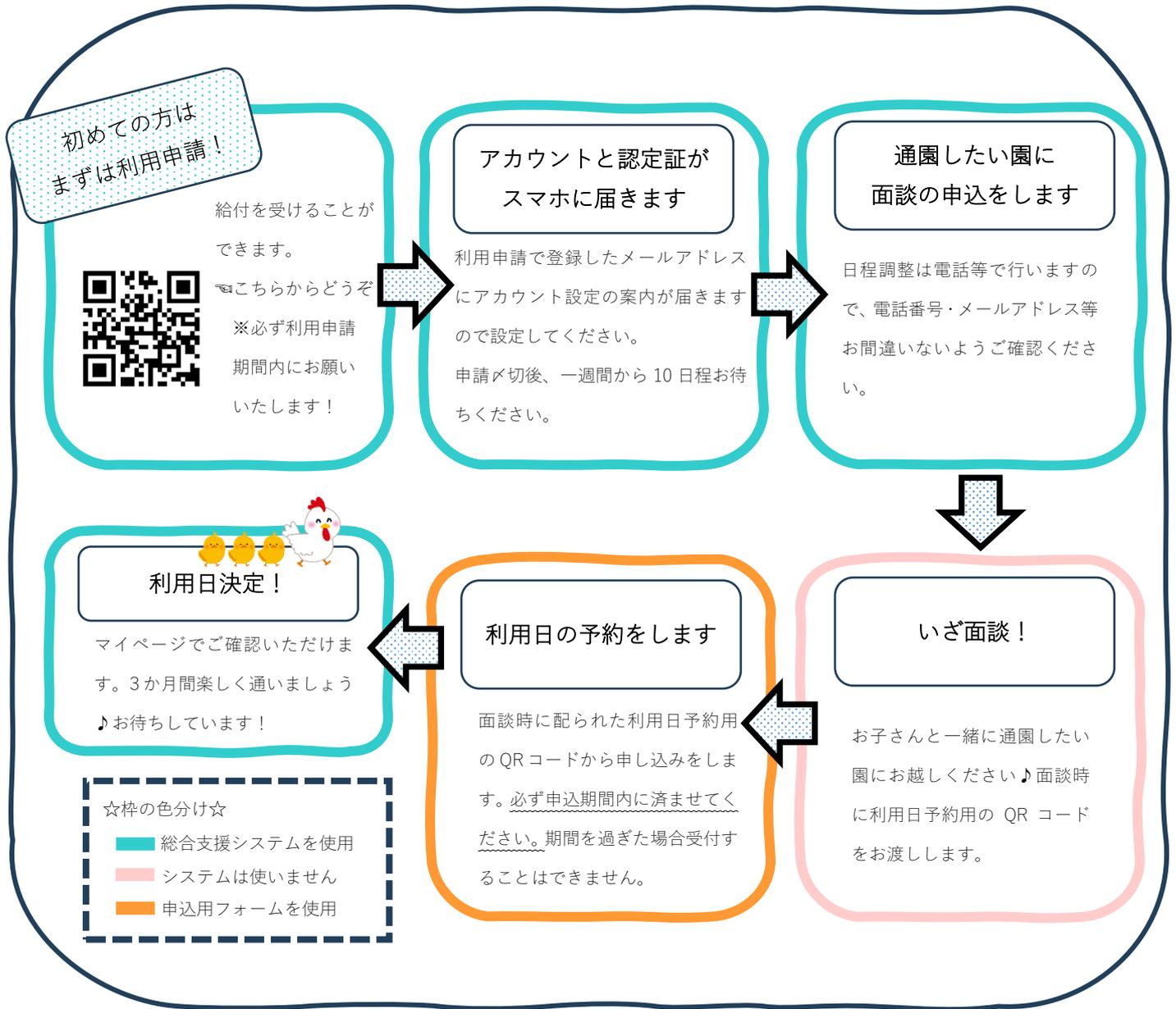
※初めて利用する方は「利用申請期間」の間に利用申請を行う必要があります。

※利用2期目以降の方で前回と同じ園に通園する場合には「利用日予約期間」に申し込みを行うだけでOK!

※前回と違う園に通園したい場合は、「面談期間」の間に新しく通園したい園で面談を済ませ、「利用日予約期間」で申し込みをしてください。



利用の流れ



Q & A 集

Q.まだ生後6か月になっていないけど、事前に申請だけしておきたい

A.申請だけでしたら可能です。実際に園に通う日に生後6か月になっていればOKです。申請する場合は申請可能期間をご確認の上申請してください。

Q.登園予定日の朝、急に熱が出ちゃった！別の日に振り替えられる？

A.園にご相談いただき、ご希望の日が空いていれば可能です。

Q.お金はかかりますか？

A.園によって違いますので、ご利用されたい施設にご確認ください。

Q.食物アレルギーもあるし、預けることにちょっと不安もあるのだけれど・・・

A.給食・おやつ提供はありません。ご不安なことがありましたら面談時にお申し出ください。また、通園する中でもお気軽にご相談いただければと思います。

